

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二一九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくごう

■巻頭言■

誤りから脱却しよう

原野人：2

混迷の度を深める「普遍主義」(三)

佐々木一雄：3

共産党・社民党は「普遍主義者」か？

平等幻想の再生産

党の具体的金銭給付政策の問題点

日本国憲法と「普遍主義」

山下俊幸：10

―そぼくな私の疑問―

労働者の怒りみなぎる職場の実態

国労上野反合研：12

読者からのおたより

・・・・・・・・・・14

旬刊社会通信

NO.1302 二〇一九年十二月一五日号

二〇一九年十二月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

誤りから脱却しよう

指導部の中には、いまだに「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」と。選別（限定）主義から所得制限のない普遍主義、を理念（指針）とした社会保障制度の具体化」めざすがいるらしい。

社会保障制度とは困窮者を救済して誰もが人間的な生活を営むことを保障するための制度である。資本家階級にも普遍主義的に平等な給付を受ける権利を保障しようなどとするものではない。真理は繰り返せ、という格言に倣って、くりかえそう。

マルクスは次のように説明して、上記指導部の主張の間違いを鮮明にしている。

「社会的富、機能する資本、その増加の大きさと精力、したがってまたプロレタリアートの絶対的大きさとその労働の生産力、これらのものが大きくなればなるほど、産業予備軍も大きくなる。資本の膨張力が発展させられるのと同じ原因によって、利用されうる労働力が発展させられる。したがって、産業予備軍の相対的大きさは、富の諸力とともに増大する。しかしまた、この予備軍が、現役労働者軍に比して大きくなればなるほど、その窮乏がその労働苦に（逆）比例する固定的過剰人口が、ますます大量となる。最後に、労働者階級の極貧層と産業予備軍とが大きくなればなるほど、公認の被救護貧民もますます増大する。これが資本主義的蓄積の絶対的一般的法則である。」〔資本論〕岩波文庫版③229～230頁）

資本の蓄積とともに、産業予備軍が大きくなる。予備軍が現役労働者軍に比して大きくなればなるほど、労働苦に比例して窮乏化が進む固定的過剰人口がますますふえる。労働者階級の極貧層と産業予備軍が大きくなるほど公認の被救護貧民もますます増大する。今日のワーキングプアとは、ほとんどが非正規労働者であり、労働者階級の極貧層であるが、半失業者であり、なかば産業予備軍に属するといつてよい。

社会保障制度がどのような人々を対象にどう改善されるべきかは明らかであろう。この資本主義的蓄積の絶対的一般的法則は、内外の労働者階級の闘いの前進・後退など情勢の変化によって貫き方に違いが現れ、紆余曲折は経るが、収奪者（独占資本）が収奪されるまでは、消滅することはない。空想的社会主義に逆戻りしてはならない。

労働の搾取と被搾取で成り立つ資本家階級と労働者階級の中に「普遍主義」だとか「給付を受ける権利の平等」などというものはない。日本では人口の0・1%にも満たない独占的大資本家を頂点とする1%ほどの資本家階級の手中には、8千兆円を超える搾取され蓄積された資本があり、労働者階級には窮乏が蓄積されている。この格差と貧困を少しでも改善し、健康で文化的な最低限度の生活を保障すべきものであって、資本家階級から高い累進課税を徴収してこれに当てるべきものである。だがいかに累進税率を上げようが、搾取をゼロにして格差や貧困を解消することは不能である。

現実には主として現役労働者軍（や退役軍）から徴収（追加搾取）した税金や保険料がこれに当てられるが、「所得制限のない普遍主義」をもって、資本家階級にさえも給付すべきなどというものではない。「盗人に追い銭」は不要である。

こうしたことを具体的に詳しく説明した佐々木論文を味読されたい。（原野人）

共産党・社民党は「普遍主義者」か？

― 混乱の度を深める「普遍主義」(三の1) ―

十三、最低保障年金(財源は税)と幼保無償化をめくつて

「論者たち」と本稿の主張 次に、日弁連だけでなく共産党・社民党も俺たちと同じ二五条解釈だとする論者たちの主張を検討しなければならぬ。

まず、論者たちと共産党・社民党を比べる前に、論者たちと本稿の主張とではいったいどこがちがうのかを確認しておこう。そのうえで、共産党・社民党は、はたして論者たちに近いのか、それとも本稿の主張に近いのか、これを確認していこう。具体的題材としては、最低保障年金(財源は税)と幼保無償化を取り上げる。

論者たちと本稿は、ともに、累進的な課税の強化を財源として、一定の年齢に達しただけの人が受け取れる最低保障年金の実現と、幼児教育・保育の全面無償化をめざす。しかし、その過程で財源確保と格差解消が不十分にしかできなかった場合にどうするか。本稿の立場は、一定以上の高所得者に対しては、何段階かを設けて給付の制限および無償化からの除外を行ない、それで浮いた財源を充てながら労働者階級の圧倒的多数を先行させる形で実施に踏み切るべきことを主張する。他方、論者たちは、そのような差別と制限を行なうことは憲法第二五条に違反する基本的人権の侵害になるとして、金額は少なくとも一律に同じ金額で値下げすべきことを主張する。おおよそこういうことになるだろう。(ちがうというなら)指摘を。

共・社は格差問題を重視 で、共産・社民両党ならこの場合どうするか。両党ともめざす目標は論者たちや本稿の主張と同じだろうから、問題は、財源確保や格差解消が不十分にしかできないときに具体的な対応を迫られた場合、どうするか、である。

一つのヒントになるのは、先の幼保無償化をめぐる両党の対応である。このとき両党は反対した。理由は、財源が消費税であること、待機児対策の先送り、無認可保育所の安全問題など、いくつかあったが、その中の一つに、格差拡大の問題があった。すなわち、比較的所得が高くて保育料が高かった世帯ほど無償化による恩典が大きく、格差が広がってしまう、ということである。両党は、一律無償化が進むことよりも格差が拡大することの方を問題視し、反対に回ったのである。

十四、幼保無償化のどこに「まやかし」を見るのか

さて論者たちならどうするか。『週刊新社会』の四月二日号にこの問題に関する清水英宏氏(本部政策担当中央執行委員)の論文が載っている。表題は「まやかしの『子育て支援法』(案)」と勇ましいが、中身を読んでみるとまるでニュアンスが異なる。たしかに「今回の無償化案は所得の高い人ほどメリットが大きい」と述べられてはいるが、それに続けて「そのため、待機児対策を優先すべきである」との意見は多い」と、どこか他人事である。そして、この待機児対策の先送り以上に問題視しているのは、今回の無償化に際して、比較的「高所得」な住民税課税世帯の〇〇二歳児が無償化の

対象から除外されるということの方らしい。つまり、所得による制限の存在（論者たちにしてみれば憲法違反）である。こちらの方は力をこめて「〇歳から五歳までの全ての子どもの保育料の無償化を求めていくことが必要である」と主張されている。待機児対策の問題も「待機児童が多く、しかも保育料の高い〇歳児から二歳児の保育料も無償化すべきであるとの期待も高い」というふうには、無理やり一律無償化の問題に集約されていくような主張構成になっている。表題の「まやかしの」というのも、つまるところ、格差拡大云々ではなく、この法案が一律で普遍的なものとなっていないということを言いたいのである。

こんなスタンスでは、この無償化法案に対しても前のめりとなり、政府から「今後は全面無償化に向けても検討していく」程度の答弁を引き出したくらいにして、早々に「全面無償化に向けた一歩になる限りにおいて賛成する」などと言い出したのではあるまいか。これはけつして邪推ではない。こうした所得制限のない保育料の無償化は、兵庫県明石市において、先行実施されていたものである（財源は公共事業費と人件費の削減）が、三年ほど前にここを視察した長南博邦本部書記長は、これを「制限的福祉から所得制限をしない普遍的福祉への転換」であると讃え、さらには、このように転換していくという課題は、党の「中期政策」を「補強するための骨格」となっているとして、高く評価するレポートをしたためているのである。

残念ながらわが党は国会に議席を持たない。だがこの問題に関するかぎり、そのおかげで、与党案に賛成するという醜態をさらすようなこともなく、勤労国民の信頼も失わずに済んだ。まさに不幸中の幸いであつたといわなければなるまい。

財政と政策の優先順位 また、論者たちがしきりに主張する〇～五歳児全員を対象にした無償化というのは、実は韓国では先行実施されているものであるが、韓国では、保育士の待遇の悪さと必要な質の保証ができていないことなどから、保育所内の虐待が社会問題化し、出生率も低下して、無償化廃止論すら出ているという。社民党などはこうした例なども紹介しながら「社民党は、幼児教育・保育無償化の方向を目指しているが、財政と政策の優先順位に問題があることから、政府提出法案には反対した」（幹事長談話）と述べている。論者たちとのスタンスの違いは明らかであろう。

平等幻想の再生産

― 混迷の度を深める「普遍主義」（三の二） ―

十五、資本主義社会の政治と経済

次に、われわれが検討対象として挙げた第三点目を取り上げよう。

第三点目というのは、義務教育について「無償化」を規定した憲法や、医療や介護について「基本的に公費でまかなう」としたわが党の中期政策、さらには、定額基礎年金については支給資格を「居住期間」のみとしてきたわが党の政策は、いずれもその権利を享受するに際して金持ちと貧乏人とを区別しておらず、「普遍主義」に基づいたものである、したがって、「普遍主義」に反対するということは、憲法や党の中

期政策に反対するということである、との主張（反対派への反論）である。

われわれの主張 実はこちらの問題については、すでに、第一点目を検討した際の最後の方でわれわれの大まかな考え方は示してある。それを、教育・医療・介護・定額基礎年金といった、いまここで取り上げられていることから始めて、ざっくりと言いなおしてみよう。

まず、以下の部分については、おそらく論者たちもわれわれの言い分にさほど異論はないはずだ。（あまり自信はないけれど、たぶん。）すなわち、

われわれは、最低賃金の大幅な改善と、法人所得および個人所得に対する強度の累進課税等の実現とによって、所得格差の縮小を相当のレベルにまで到達させながら、教育については、すでに無償化されている義務教育に準じて大学までを順次完全無償化させなければならぬし、現在、社会保険方式で実施されている社会保障給付については、税を財源とする制度に切り替えて、医療や介護については必要とするすべての国民に無償で提供し、定額基礎年金についても一定の年齢に達して所定の居住期間を満たす者に対してはすべて同じ金額を給付しなければならぬ。云々。

だが、それに加えて以下のように言うならば、論者たちはたちまち異論を唱えるにちがいない。すなわち、

だが、強度の累進課税等が十分に実現せず、財源も不十分で格差も解消しないような段階においては、経過的措施として、高所得者層に対し、これら教育や社会保障の給付に際して、無償化の対象から除外して、サービスの利用に際して今以上の負担を求め、ないしは金銭給付に所得制限を設けるなどの措置を講ずるということも当然あり得るし、それによって調達した財源をもとに、労働者階級をはじめとした勤労階級に対する無償化ないしは金銭給付を先行させることも当然あり得る。云々。

政治的平等と経済的平等 これに対する論者たちの異論は、きわめて強固で原理的なものとなるだろう。なぜなら、**給付において金持ちと貧乏人を差別することは、論者たちの認識からすれば憲法違反であり、基本的人権の侵害であるからだ。**つまり、金持ちから受給権を取り上げるということは、彼らから**選挙権を奪うにも等しいファッショ的暴挙**となる。連合政府は、憲法を完全実施する政府である以上、そうしたことは、**経過的措施としても、絶対に許されない**。強度の累進課税によって生み出された財源は、たとえそれが高所得者への実質的な還付となろうとも、ぜひとも金持ちにも貧乏人と等しく給付されなければならないこととなる。**論者たちの普遍主義は、文字どおり「主義」なのである。**

つまり論者たちは、ブルジョアにもプロレタリアにも等しく「一票」が与えられているという「**政治的平等**」になぞらえて、「**経済的**」にも等しく「**一定額**」を配布することが「**平等**」になる、としているわけである。しかしこれは実に奇妙な話ではあるまいか。ブルジョア憲法は「自由」と「平等」を旗印として掲げるが、資本主義の現実はその幻想性を白日の下にさらけ出す。たとえ「**政治的**」には平等であったとしても「**経済的**」にはけっしてそうではないということが不断に暴露されるのだ。そし

てわれわれの任務とは、つまるところ、現実が行なうこの暴露に意識的に適応していくということ以外の何ものでもない。ところが論者たちはそのようにはせず、むしろ一定額の金銭を国民に「平等」に配布する制度を創設することによって、国民はたんに「政治的」にだけでなく「経済的」にも国家から「平等」に扱われているのだという「形式」を整備しようと夢中になるのである。いわば、資本主義の現実が不断に打ちこわしてくれる平等幻想を、わざわざ建て直し、打ち鍛え、再生産しようというのである。これは、もしも「普遍主義的な給付」なるものが実現したならば、実際にもそのようなイデオロギーとして作用していくことになるであろう。

党の具体的金銭給付政策の問題点

― 混迷の度を深める「普遍主義」(三の3・完) ―

十六、共産党・社民党と大きな違い

補足 ここで補足的に、党の掲げようとしている具体的な金銭給付政策のはらむ問題点についても、触れておきたい。

先にも述べたとおり、前回の大会で提案された第四号議案と第五号議案とは、採決されずに来るべき次回大会に持ち越しとなっている。これらは、それぞれ「当面」と「中期」との政策を示すものとなっているので、以下、援用するときには、議案の号を示さず、たんに、「当面」、「中期的」、等と記すこととする。(なお「中期」の方は、二〇〇二年大会決定の「私たちの中期的な政策―憲法を生かす連合政府をめざして」の補強案なので、連合政府をめざす段階の政策案ということになる。)

また、このほかに「参議院選挙七大政策」もあるので、こちらは「参院選政策」と記す。

共産党・社民党と大きな違い これら政策を、共産党や社民党(以下一括するときには「両党」という)の政策(直近の参院選挙政策)と比べてみると、大きくは二つの点において違いが際立つように思われる。

第一には、やはり何と云っても、「一人ひとり」は給付を受ける権利において平等である」という文言が掲げられていることであろう。これは「憲法の社会権条項」を「一人ひとりの権利として具体化する」にあたっての「基準」として言われている。

そして第二には、子ども手当や最低保障年金(以前の中期政策では「定額基礎年金」といわれていたもの)などの**金銭給付の金額が、他党よりも具体的かつ高額で、しかも「当面」だけでなく「中期」という将来についても明示するようなかたちになっている**ことである。

このうち第一点目についてはすでに検討したので、以下では第二点目について検討していこう。

金銭給付の額 まずわが党の掲げようとしている「子ども手当」である。この名称自体が民主党政権時代のそれを思わせるが、考え方もよく似ている。つまり、親の所得には関係なく、年齢要件を満たす「すべての子ども」を対象としているという点であ

る。金額については、「参院選政策」では明示されていないが、「当面」では月額三万円、「中期」的には月額五万円である。(ともに高校卒業まで。)

これに対して両党は、ともに「児童手当の拡充」という表現にとどまっておろ、わが党の突出ぶりが目立つ形となっている。(共産党の「拡充」の内容は「支給期間を十八歳までに延長」、社民党は「拡充」の内容を明記していない。)

次に「最低保障年金」である。わが党の場合、「当面」と「参院選政策」では月額五万円、「中期的」には月額十万円を提起している。

これに対し、共産党の場合は、わが党の「当面」と同じ月額五万円を掲げるが、それが実現した以降どうするかについては言及していない。また社民党は、「最低保障年金の創設に取り組み」云々とは述べているが、金額は示していない。

十七、共・社は現物給付を重視

こうしたちがいはどこから生まれるのか。その大きな理由は、両党の場合、金銭給付の充実だけでなく、それ以上に、まずは現物給付、すなわち、医療・保育・公共住宅・教育といった対人サービスや施設提供の方の充実と無償化(もしくは負担軽減)を強く求めている、ということである。

このことは、民主党政権時代の子ども手当に対する共産党の対応を見るとよくわかる。民主党は、公約では子ども手当月額二万六千円を掲げたが、政権奪取後、実際にはその半額の一万三千円から制度をスタートさせた。このとき共産党は、「現金を配るだけでなく、正規雇用を増やす、保育所をつくる、医療や教育費の負担を減らすなど、総合的な対策が大事だ」と批判した。しかしながら、金額が共産党の当時掲げていた月額一万円(当時の児童手当は三歳未満が一万円だったものの三歳以上小学校卒業までは月額五千円であった)という政策に近かったこと、手当受給世帯以外の負担増がないこと等から、賛成した。だが、半年後の制度改訂にあたっては、財源確保のために所得税の年少扶養控除が廃止されることによって負担増となる世帯が多く出ることなどから、保育所増設などの「総合的な対策」の強化を再び強調しながら、反対にまわったのである。

われわれは、現物給付(対人サービスや施設提供)の充実と無償化(もしくは負担軽減)を重視する両党の考え方は正しいと考える。なぜならば、医療・介護・保育・教育・住宅などの各分野で進む公的責任の放棄と負担の増が放置されたままで、金銭給付だけが拡充されていけば、それらの市場化にいつその拍車がかかり、結果、必要なときに必要な社会保障を必要だけ受けることができるという人間として当たり前の権利が侵害されていくことになってしまうからである。

逆からいうと、金銭給付がいくら必要かということは、これら各分野における利用の際の無償化(もしくは負担軽減)がどれだけ進むかによって異なってくる、ということでもある。子ども手当(児童手当)の金額は、児童医療・保育・教育の無償化(もしくは負担の軽減)がどれだけ進むかによって違ってくるだろうし、最低保障年金の金額も、高齢者医療・介護の無償化(もしくは負担の軽減)・公営住宅の整備・電気水道などの公共料金の値下げ等がどれだけ進むかによって違ってくる。

したがって、「当面」の政策として金額を掲げることは当然としても、わが党のよ
うに「中期」的にいくらにするかを今から決めるといふのは、実はおかしなことな
のである。わが党の執行部は、金銭給付も現物給付も「両方の充実」が大切とくり返す
が、もし本当にそのように考えているならば、今から「中期」の金額など決められな
いはずである。なぜなら、「当面」の闘いによって、保育・医療などの現物給付の負
担の改善が図られれば、その後の「中期」に給付されるべき金銭給付の額も変わって
くるはずだからである。それをあらかじめ決めていこうというのは、たとえて言えば、
三年後の春闘の要求額を今の時点で決めるようなものである。それは、そこまでの間
は取り組みをしませんよという闘争放棄宣言に等しい。なぜそんなことになってしま
っているのだろうか。

十八、はじめに結論ありき

今からすでに「中期」の金額を決めているというのは、実はこの金額は、現物給付
の負担の改善状況とは無関係に、あらかじめ別な観点から設定されたものであって、
それ自体を自己目的的に追求すべきものとして決められたものだからである。そして
「当面」の金額の方というと、そこにいたる中間段階の金額として、半分程度の金
額を設定しただけのものだからである。

結局はB-I この別な観点とは、あからさまに言えば、ベーシックインカムである。
一昨年の大会では「月額十万円程度」と提起されたが、この金額は、二〇〇三年九月
に、当時の党の社会保障委員会、女性委員会、政策委員会が合同で策定した『私たち
の年金政策―試案―』における「新基礎年金」の「月額十万円」と同じであった。そ
して「子ども手当」の方はその半分の「月額五万円」に設定された。こうして設定さ
れた「中期」の「月額十万円」（「当面」は半分の五万円）とか「月額五万円」（「当
面」は半分程度の三万円）なものだから、共産・社民両党の要求とかみ合わないのは
当然なのである。そして、高齢者と子どもを対象としたこのような「所得制限のない
普遍主義的な給付」をまず実現し、その間に「研究」を行なうなどしながら条件整備
を図ったうえで、国民を対象とした「月額十万円程度」の「所得制限のない普遍主
義的な給付」（ベーシックインカム）を導入していこうというのが、執行部の戦略な
のである。

B-I 研究者の提案の丸写し このような金額の設定の仕方、さらには二段階的な導入
戦略は、別に執行部の独創というわけではない。すでにベーシックインカムの研究者
が主張しないしは指南していることであり、それにほぼ忠実にしたがっただけのもの
である。

たとえば、高齢者は月額十万円、子どもは月額五万円という設定は、わが国のベー
シックインカム研究の草分け的存在である小沢修司氏（元京都府立大学教授）の論を
ほぼ踏襲したものである。氏はベーシックインカムの月額を八万円とした場合に必要
な財源試算を行ない、所得税率を一律五十%にすればいいとか、いや見直したら四十
五%だったとか、いろいろとおっしゃっておられる御仁のだが、月額八万円とした

根拠については次のように言っている、すなわち、「無業者高齢世帯」などの「稼働所得が見込めない方々」には「増額することが必要」だし、「逆に、子どもの場合は五万円とか六万円に減額することも考えられよう」が、「ラフな計算」として全員一律八万円で計算したのだ、と。わが党の執行部の金額案は、この「ラフ」にする前の小沢氏の考えがベースになっていることは明らかである。

また、まずは高齢者と子どもを対象とした「普遍主義的な給付」を行ない、そこから全国民対象の「普遍主義的な給付」に広げて行くという二段階的戦略は、現在わが国におけるベーシックインカム研究の第一人者とされている山森亮氏（同志社大学教授）の指南にそったものである。氏は言う、「私の感覚では二つの段階があります。子どもと高齢者については先行して、高齢者であれば生活に足る、子どもであれば養育に足る、一部でもいいですが今よりは大きい額で配る。これは一番実行の可能性が高い。その次の段階として、…二万でも二万でもいいから、全員に配る。」これと執行部の導入戦略との類似性については、特に説明の要はあるまい。

執行部の提案は、これら研究者の論なり指南なりを参照してそれに忠実にしたがったものにすぎない。そしてそのことがまた、その究極的にめざすものがベーシックインカム以外の何ものでもないことを物語ってもいるのである。

おそらく今のような言い方をすれば、執行部は、またぞろ「BIという偏見で見ないでください」（前回大会加藤副委員長）と言うだろう。だが、一昨年の本部執行委員会名で出された討議資料の中では、次のように明確に言い切っていたのではなかったか。すなわち、『最低保障年金』と『成人まで手当』はベーシックインカムの考え方を基に、年齢だけを制限した部分的ベーシックインカムです」と。それを、金額まで含めてまるまる同じもの（「成人まで」か「高校卒業まで」かだけが違う）を持ち出してきて、昨年のもものは「ベーシックインカムの考え方を基に」した「部分的ベーシックインカム」だが、今年のもものは中身は同じでもちがうんです、ベーシックインカムという偏見で見ないでください！と言われて、「ああ、そうですね」と、いったい誰が納得するだろうか。

参院選政策で意思統一を　今わが党に必要なことは何であろうか。それは、若干の文言整理等が必要であろうが「参院選政策」の内容できちんと意思統一をはかることであると考える。ここでは現物給付の充実の必要がきちんと提起されているし、子ども手当については「保障」する、最低保障年金については「月額五万円」と整理され、共産・社民両党とも十分に一致できる内容である。（先にも指摘したとおり、共産党は「児童手当の拡充」と「最低保障年金月額五万円」、社民党は「児童手当の拡充」と「最低保障年金の創設に取り組む」。

党の団結の観点からも野党共闘の観点からも、それ以外に道はないと考えるものである。

十九、われわれは社会主義をめざす党

さて、ここまで本稿は、なぜ執行部は「普遍主義」やらベーシックインカムにこ

までこだわるのであるのかという問題に関して、主には反対派への反論というかたちで述べられた「付随的」な三点を中心に検討してきたのであった。ここでは、冒頭部で約束をしたとおり、執行部の主張の「柱」に立ち返り、これについてかんたんにコメントして本稿を終わりたい。

執行部の主張の「柱」というのは、およそ次のようなものである。すなわち、ワーキングプアや職にすらつけない貧困層がますます増えているが、こうした人々は労働組合も持てず、また必要な社会保障を受けようとしても、現行の選別主義的な社会保障制度では、申請や受給に当たつての財産調査などでさまざまな差別・いやがらせ・恥辱感が伴うがために、多くの受給漏れが生じてしまっている、こうした事態をなくすためには、財産調査なしに、金持ちにも貧乏人にも無条件で一律的な給付を行うしかない、そうすれば、受給漏れもなくなり、恥辱感を与えることもなく、必要な人々に必要な社会保障が行きわたるようになる、云々。

本稿もまた、圧倒的多数の労働者が労働組合を持たず、多くの人々が社会保障を受ける権利を著しく侵害されているという事実を認める。また、労働組合に属していたとしてもその多くはけつして本物の労働組合とはなっていないという事実も付け加える。だが本稿は、そうした事態を、何らかの新たな制度を「導入」することで解決してやれるとは思わない。なぜなら、**労働者に社会主義を「与える」ことはできないし、労働者のために社会主義に「してやる」こともできないからである。「労働者階級の解放は労働者階級自身の事業」(第一インターナショナル規約)**なのであり、それは**「労働者階級自身の手でたたかいとられなければならない」(マルクス)**ものだからである。

だからわれわれは、たとえどんなに困難でも、職場でもう一人の仲間を作り、また未組織の仲間に働きかけて組織を作り、弱者どうしがつねに励まし合いながら、資本および国家権力と闘えるようにともに成長していくしかないのである。そうするのは、そうした方がいいからではなく、それ以外には道がないからそうするのである。

(佐々木一雄・完)

日本国憲法と「普遍主義」

― そばくな私の疑問 ―

1、今更、このようなテーマを改めて書かざるを得ないことが無性に残念なことである。国民、労働者はだれでも知りつくしている、とくに活動家と言われる人は「日本国憲法はブルジョア憲法である」と、よく言ってきたことである。つまり、憲法は日本が「資本主義社会」であることを前提として定められていることを押えておかなければならない。

資本主義社会とはどういう社会か、自由主義社会と言う人もいるが、資本家が自由な経済活動(富を求めて)を保障している社会である。特に独占資本と言われる企業は他資本の吸収や他資本との合併を重ね、今や国内資本間の吸収・合併にとどまらず、外国資本をも吸収・合併が行われ再編され巨大化している。

ここで難しいことを書くつもりはないが、資本家が工場や原料など(不変資本)をどれだけ大きく持つていても、労働者がいなければ、何一つ生産できない。

バス会社を例にとつてみよう。どんなに立派なバス(不変資本)を持つていただけでは何の利益も得られない。年月と共に老朽化し廃車する以外にない。しかし、バス会社は労働者を雇い、バスを走らせることによって運賃を得る。

一方、労働者は生活手段として、唯一売れるのは労働力(可変資本)しか持ち合わせていない。したがって、労働者は資本家に労働力を商品として売り生きていく以外にない。労働力が可変資本と言われる所以は、商品として売った価格(賃金)以上の剰余価値(利益)を生み出すが、その剰余価値(利益)は生産手段をもつ資本家のものとなる。

しかし法人税は減税され、その補填として「消費税の導入と引き上げ」である。資本金は労働者から搾取し大きな剰余価値(利益)で大金持ちとなる。これらの搾取・収奪を保障しているのが資本主義社会である。

2、そもそも大金持ちは生活保護や子供手当、教育費や社会保障などについて「俺たちにも平等に給付におけるが権利がある」という主張しているという話は聞いたことがない。私の身近にも大金持ちがいる。代々著名な独占資本の社長や子会社の社長を兼務し膨大な役員報酬を得る。引退後はそれぞれの会社から多額の退職金と共に退職慰労金が得られ、その後も顧問として高額な報酬を得ている(日産自動車のゴーン会長や当時の社長の事件は特別珍しいことではない)。

自社株も大量に保有し、高額な配当金をえている(配当金は分離課税で優遇)。高級ゴルフ場の会員権や別荘も保有している。亡くなると子供たちに相続される。その相続税も減税されている。このような大金持ちが、「子供手当や子供の学費、年金など」考えたことがないだろうし、興味もないだろう。

子供が望めば海外留学だって簡単なことだ。私はその家族に対して羨ましいと思つたことはない。労働者として社会を支えているという誇りがある。私は経済的に貧乏していても、心の貧乏を感じたことがない。

かつてのテレビコマーシャルにたとえると「金持ちはより金持ちに、そうでない人はそれなりに」が現実である。

麻生副総理は、父方の先祖は筑豊の炭鉱で儲け、炭鉱が閉山になると炭鉱で儲けた金で山から石灰を産出し「麻生セメント」を起業。福岡の麻生太郎の大邸宅は広大な土地のなかにあり、門から玄関までの距離も相当なものだ。

博多の筑紫口(新幹線側)の駅前には、麻生系の企業、専門学校のパル群となっている。だから麻生は自分に支給されている年金の額さえ知らないのである。秘書に任せている、という。このような大金持ちと貧乏人の我々が「国民は給付における権利は平等」など、「普遍主義」を持ち出すことが不思議でならない。日本国憲法は、そのような普遍主義を求めているものではない。

市・県民税が免除されている低所得者は私だけではあるまい。生活保護受給者、路上生活者はもとより、非正規労働者はいつ失業するか不安でならない。たとえ正規労働者にありついたらとしても、配転や出向の不安、単身赴任は当たり前、家庭を持つて

いても事実上独身と母子家庭に。憲法で言う「最低限度の補償」として、国民大衆に手を差し伸べるのが社会福祉、社会保障ではないのか。「普遍主義」に反対する人に對して、立憲主義を否定する行為と非難する。論外な主張と言うしかない。

(2019年11月18日、山下 俊幸)

労働者の怒りみなぎる職場の実態

国労上野支部大会の報告をお送りします。会社に対する怒りが込められた発言が相次ぎ、上部機関の大会も含めて考えると久しぶりに良い大会だったという気がします。今後どのように運動に転化していくかですね。

労働組合は労働者の権利、労働条件を守るためにあること、それをわかりやすく職場の若い人に話し、一緒に職場の問題に取り組みながら、国労への信頼をいただき、加入を進めていきましよう。(国労上野反合研)

10月26日、第133回国労上野支部大会が約50名の参加で行なわれ、代議員16名中9名が発言した。発言内容は主に、職場過半数労働者代表選挙における職場の攻防と、60〜65歳のJR東日本エルダー雇用における再雇用職場提示の問題に集中した。発言はどれも具体的、代議員を通じて職場の労働者の怒りが伝わってくるようであった。国労の各級機関は、今こそ国労らしく、労働者の怒りに応える闘いを創り出してほしい。

労働組合の目的を、職場の若い人に丁寧に話していこう

冒頭、大会議長に選出されたK代議員(建築)は議長就任挨拶の中で、「今なぜ会社は『生産性向上』なのか、かつての国鉄当局の『マル生』を思い出す。それは労働強化につながる労組つぶしで、総裁陳謝となった。今は東労組切り捨ての『労組不要論』。『変革2027』といえれば若い人の提案が何でも通る。『ペーパーレス』で戸棚も資料も撤去され、『ワンフロア化』で食堂・炊事設備も撤去されて、無人の『オフィスキオスク』が作られた。大学の一角のように職場は崩壊間近だ。闘う姿勢をみせないと敵はますます攻めてくる。今やれることをコツコツやって次の世代へつなげたい」と職場報告しながら、議事の方向を暗示。

野佐根委員長は委員長挨拶において、安倍政権の改憲へのこだわりを全力で阻止、消費増税に対して富裕層への課税強化・防衛予算縮小を訴え、原発事故を起こした東京電力経営陣への無罪判決や関西電力原発に関連した汚れた金とウソへの怒りを表明。JR職場の課題では、人減らし合理化と会社に従順な労働者作りによる働き過ぎや事故の多発に對し、「生産性向上」の本質を見抜き、タダ働きはないかなどの労働時間の点検や、「応募型」施策等への「おかしい」と考える視点の必要性を訴えた。さらに、労働組合はけっして「会社の発展」や「安全安定輸送」のためにあるのではなく、労働者の権利・労働条件を守り向上させるためにあること、その上で労働組合として集まることへのこだわりを強調した。

会社は、自分で提案した「出向先等の提示時期」を守れ！

Ⅱ エルダー出向先等の提示は、定年退職する年度の前年度秋（「ライブプランいきいきガイド」2018年度）Ⅱ

（電気T） 4月から18年前と同じようなグループ編成に変わり、若手主体のグループは仕事を回すのに必死で不平不満がまん延している。宿直（多い人で月4回）が入ったが要員は増えていない。過半数代表選挙についてだが、今朝外で配られていた「反合研討議資料193号で『選管に助役5名が立候補し、会社と選管の奪い合いになった』と書かれているのは私の職場です」（発言のママ。一瞬、会場内にどよめき。予期せぬ「反合研」の表舞台登場、昼食後の眠そうな雰囲気が破られる）。所長が約束した「紙投票」が、選管で「WEB投票」に変えられたため、労基署に足を運び所長にも抗議した。台風の計画運休では、「電車が動いているうちに会社に来てほしい」との会社指示に従って出社した若い社員は、前日ホテル手配の人と職場の休憩室を使用した人に分かれ、翌日の出勤時刻までいた。社友会（※）に入っている人は会社に文句が言えない。エルダーの再雇用職場提示の問題では、JR本体での再雇用を希望している未加入の人に、ぎりぎりになって「本体では再雇用しない」と回答し、出向先の提示もなかった。さんざん希望を聞いておきながら労働者をばかにした態度で、その人はやむなく退職の道を選んだ。

（貨物）「方針案」で「46歳で国労加入」とは私のこと。新人事賃金制度で貨物労組は全く労働者のことを考えてくれなかった。どのように評価されるのか不安。台風19号では人が足りないにもかかわらず、日本海回りを東京回りに変えるなどの迂回輸送をし、出勤すると運休により違う列車の運転になり、とまどった。乗れない機関車にあてがわれることもあった。職場は年休もとれない。

（保線K）過半数代表選挙では、昨年WEB投票で棄権が10票出た。今年会社は「投票用紙にするがナンバーを付ける」と言い出した。「所長は自分で投票したことないのか」と抗議して、付けなくさせた。WEB投票をやめたら国労は倍の票がとれた。国労の集まりに、若い人も来てもらっている成果が出た。

（保線U）代表選挙では国労9人のところ18票入った。私の職場は皆の所と反対で、「人が足りないからではなく、お金がないから超勤だ」と言ってぶらぶらしている。そんな状況に対し「会社はどう見ているのか」と聞いたら現場長は答えることができなかった。ゴアテックスの安全靴の全員支給を勝ち取った。労働者として言いたいことは言っていきたい。

（車両センター）「四季島」（豪華列車）の保守は、夕方から始めて朝までかかり、夜眠れない変則勤務がある。「四季島」に使う物品は相当高価なもの。会社は「四季島」には湯水のごとく金を使っている。エルダー出向先紹介は2〜3週間前に退職が迫ってからで、「もうこころしかなない」というやり方だ。社友会の人が出向先が遠いから」と断ったら会社は別の話を持ってきており、差別がある。

（運転）この一年間でエルダーになる3人が希望にそぐわず、退職になった。「エルダー運転士」の希望は通っても会社はこの職場か言わないままなので了解できない。東京支社のエルダー運転士は「山手線」にみんな移動させているので「体が持たない」

と思ひ断った。退職10日ほど前に「大田運輸区の電車掃除」を持ってきたが今度は遠くで通えない。そんなこんなで退職までに年休が消化できないことになり、支社が退職以降一ヶ月だけの雇用契約（出向）を結んで、年休消化させた（年休が足りない日は欠勤扱い）。会社は、自分で提案した労使間の約束⇨出向先等の提示は、定年退職する前の年度の秋⇨は守るよう、抗議して欲しい。

〈電気S〉代表選挙は、WEB投票のため、「ボイコット」を呼びかけた。「JRバステック」では、出勤30分からの「準備作業」というサービス労働⇨タダ働きが当たり前になっていて、出向で行っているエルダーはがまんできるが、若い人は「がまんの限界」と怒っている。

（※）社友会⇨JR東では労働者5・2万人中3・6万人が未加入組合員。会社は、36協定締結のために、未加入組合員を中心に「社友会」組織している。

◇ 読者からのおたより ◇

姫路から関電本店へ 姫路から関電本店へ、2日目「原発はダメ、反対してくれてありがとう」、中学生のお子さんと一緒に参加の母さん。「原発がダメだと思ったら、行動することが大事だと思う。政治を作るのは私たち。同じ世代の人と話しても、原発はダメだと思っている人はたくさんいる。でも、なかなか行動しにくいのも確か。今日参加して、これからは友達にもっと原発のことを話してこうと思った」。民主主義の実践者ですね。

最後に、デモ参加者でたった一人の若者である中学生。「僕たちの未来のために、ありがとうございます」ときっぱり。この瞳に伝えられるように生きなくてはと思いました。

（『脱原発はりまアクション』R一部抜粋）

兼子千栄子さんの短歌から 十勝は寒くて（帯広空港の外気温 撰氏 2度C）風邪ひきそうです。本日の添付写真と 短歌送信します。……レンタカー返却後 帯広空港到着が 正午、この時は曇りだったのが 午後1時を過ぎたあたりから、急に降り始め みるまに白い世界に様変わり。私だけでなく、多くの人がスマホで カシヤカシヤしてました。東京は 暖かくてホットしました。

* 命の樹 それぞれにある 繋がりは 交差しながら 未来へ続く

* 色薄き 月影浮かぶ 上空は 流れる雲の 羽田の朝に

* 白と黒 群れなす鶴と 土の色 実りの後の 冬の誘（いざな）い

* 綺麗です 松と葉牡丹 雪纏ふ 一足先の クリスマスショー

佐々木一雄さんの論証すばらしく糧に 佐々木さんの論証が緻密で素晴らしく、これを読み私は勉強する気になった。今後の糧として、ひとつ一つ丁寧に検証し理解を深めていきたい。

ふりかえれば、「介護の社会化」「介護サービスの選択に自由を」をキャッチフレーズに2000年4月施行された介護保険も、政権党が提起する制度や政策によって、戦後たたかい取ってきた憲法や法律で謳う精神や、憲法25条に基づきそれぞれ規定している法や権利も形骸化してしまっ

た。①自民政権の歪曲に満ちた批判によって、1988〜9年介護は「措置」から契約へ、②2012年、野田民主党内閣の「社会保障・税の一体改革」では、法人税減税の穴埋めとしての消費税増税と社会保障の削減が一体的に行われることにも、③国の責任を家族相互国民相互の助け合い仕組みを通じ、社会保障の理念そのものを否定する「社会保障制度改革推進法」を強行、④2016年厚労省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現本部」による地域づくり等々数限りない。

これら制度・政策／法改正によって、戦後日本の社会保障制度の生活困窮者への所得再分配機能は奪い取られ、高所得者・大企業の利益を優先する社会保障制度へと変質してしまっ

た。「介護は『税』で」と指し示した新社会党に、右①④に対峙する組織づくりを期待していたが、中期政策の「補強」で、「所得制限のない普遍主義」へは、自民党と同じでは？（宮本嘉峰）